

関係各位

早稲田大学

被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する 入学検定料・登録料・学費等減免について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保障するため、被災の状況により、入学検定料の免除、登録料・学費等の減免制度を用意しております。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の制度の適用を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

早稲田大学入学試験の志願者のうち、**家計支持者が、当該試験における入学年月日から遡って1年以内に災害救助法が適用された市町村**（下記「3. 災害救助法適用地域」参照）で被災された方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、登録料、学費等の減免を希望する方（出願後に被災された方を含む）。

※ 入試種別は問いません。

※ 「登録料」は、入学者に限り「入学金」に振り替えます。

※ 審査の結果、減免の対象となった方であっても、実際に入学しなかった場合には、支払い済みの登録料は返還されません。

※ 在学生は、こちら(<https://www.waseda.jp/top/information>)のページから申請してください。

2. 被災の程度による学費等の減免基準

本制度の適用は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全 壊	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料免 除、1年間の学費等免 除
半 壊	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料免 除、半期分の学費等免 除
一部損壊	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料 免除、半期分の学費 等免除	適用なし
被害なし	入学検定料・登録料 免除、1年間の学費 等免除	入学検定料・登録料 免除、半期分の学費 等免除	適用なし

※被害認定区分が「床上浸水」の場合、「一部損壊」と見なします。

3. 災害救助法適用地域

(2026年9月28日現在)

●令和8年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【千葉県】

銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（法適用日：令和8年9月20日）

【東京都】

大島町（法適用日：令和8年9月21日）

※留意事項 令和8年8月13日から大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第25号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

【千葉県】

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町（法適用日：令和8年8月13日）

(2026年9月10日現在)

●令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【愛知県】

名古屋市（法適用日：令和8年9月8日）

【鹿児島県】

熊毛郡屋久島町（法適用日：令和8年9月4日）

(2026年9月1日現在)

●令和8年8月27日から大雨に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【富山県】

高岡市、氷見市、小矢部市、射水市（法適用日：令和8年8月27日）

【石川県】

羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町（法適用日：令和8年8月27日）

【福井県】

福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町（法適用日：令和8年8月29日）

4. 申請方法

以下の「必要書類」を揃えて、「申請書送付先」まで郵送してください。

必要書類

①「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」（所定様式）

※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください（記入例を参照してください）。

家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②市区町村発行の「罹災証明書」

※罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提

出してください。

③家計を一にする家族全員分（就学者・未就学者を除く）の収入の状況が分かる資料

※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。

専業主婦（夫）などで収入がない場合は、非課税証明書等の無収入であることが確認できる書類を提出してください。

被災の前後で収入に変化がない場合、提出は不要です。

④志願者および家計支持者の「住民票」の写し※世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。

⑤「戸籍抄本」

※家計支持者が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。

⑥「診断書」

※家計支持者が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

申請書送付先

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1－6－1

早稲田大学入学センター 入学検定料等減免係

5. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限：**当該試験における入学年月日の2週間前まで**（消印有効）

※ 減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

※ お支払済みの入学検定料および登録料の取扱いについて

本学の審査により学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料および登録料を返還いたします。なお、登録料の返還は、本学に入学した場合に限ります。

申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター

電 話：03-3203-4331

e-mail：nyusi@list.waseda.jp